

第  
4470  
号

(2-2)

REA  
DAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 4月23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税 95%ルール

**Q**：4月1日以後開始事業年度から、消費税のいわゆる95%ルールが変更になるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

消費税ではこれまで、その課税期間の課税売上割合が95%以上であれば、すべての事業者について、全額仕入税額控除を認めていました(95%ルール)が、平成23年6月の税制改正で、その適用対象者がその課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定され、5億円を超える事業者については、仕入税額控除の計算を個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法で計算しなければならないこととされました。

この場合の課税売上高は、税抜課税売上金額と輸出取引などの免税売上金額の合計額をいい、売上返品や売上値引き、売上割戻しなどがある場合は、これらの合計額(税抜き)を控除した残額をいいます。

なお、課税売上高5億円を超えるかどうかは、1年間の課税売上高によって判定しますので、事業年度が6ヶ月の場合や課税期間の特例の適用を受けており、その課税期間が1年に満たない場合は、1年間の課税売上高に年換算した金額で判定します。

また、5億円を超えるかどうかは、基準期間における課税売上高で判断するのではなく、その仕入税額控除を計算する課税期間における課税売上高によって判定しますので、この点注意してください。

